

登山道災害復旧早期支援事業実施要領

令和2年4月1日 2自保第1号 環境部長通知
一部改正 令和6年4月1日 6自保第30号 環境部長通知

(趣旨)

第1 この要領は、登山道災害復旧早期支援事業を実施するため、補助金交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び登山道災害復旧早期支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2 この事業の事業主体（以下「補助事業者」という。）は、市町村並びに登山者の利用に供する宿舎、休憩所及び避難小屋等を所有又は経営管理する事業者で組織する団体（以下、山小屋等関係団体という。）とする。

(補助事業)

第3 要綱第5の表に規定する補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 市町村に対する事業内容及び補助対象経費

事業内容	補助対象経費
ア 復旧事業 イ 応急工事	左記の事業の実施に直接必要な経費（調査・測量・設計に係る経費を除く）で下記に掲載する費用 ア 共済費 イ 賃金 ウ 需用費のうち資材費及び用具の購入に要する経費 エ 委託費 オ 工事請負費

(2) 山小屋等関係団体に対する事業内容及び補助対象経費

事業内容	補助対象経費
ア 復旧事業 イ 応急工事	左記の事業の実施に必要な資材の購入に要する経費（運搬に要する経費を含む）

(事業の実施に際しての留意事項)

第4 補助事業者は、復旧工事、応急工事をする際には、以下のことに留意するものとする。

- (1) 山域の自然条件や歴史、地形・地質といった特性を踏まえ、自然環境との調和（土壌浸食、植生破壊が生じない等）に配慮し、必要最小限の範囲で整備すること。
- (2) 被災の要因を把握し、その対策として効果的で、かつ自然景観との調和（自然性、形態、線形、材料、色彩等）に配慮した自然に馴染む工法とすること。
- (3) 地質的特性や排水（水の分散化等）には十分に配慮した耐久性の高い工法とすること。
- (4) 構造物は、関係法令に基づいた構造、性能を有するものを使用し、適正な施工方法によって施工すること。
- (5) 木材の使用にあたっては、可能な限り積極的に県産材を使用するよう配慮すること。

- (6) 被災した登山道施設等の廃材を現場に放置せず、適切に処分すること。
- (7) 委託、工事の請負等を行う場合は、適正な手続きによる契約に基づいて執行すること。
- (8) 施設の数量、単価等の算出根拠を明確にし、根拠とした資料の整備を行うこと。
- (9) 登山道施設への寄附者名称等の表示について検討すること。

(災害報告)

第5 要綱第8第1号に規定する災害報告は、様式1によるものとする。

- 2 地域振興局長（以下「局長」という。）は、災害報告をとりまとめ環境部長（以下「部長」という。）に報告する。

(事業要望)

第6 要綱第8第2号に規定する事業要望は、様式2によるものとする。

- 2 局長は、第7に規定する事業実施の要件を確認し適当と認めたときは様式3により部長に提出するものとする。

(事業実施の要件)

第7 事業実施の要件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 異常な天然現象に起因する災害によって被害を受けた指定登山道を災害復旧する事業であること。異常な天然現象とは、最大24時間雨量80mm以上の降雨、地震、噴火による災害をいう。
- (2) 橋梁の流出や路体の埋没、崩壊等によって登山道が寸断される程度の被害が確認できること。若しくは、山腹崩壊や路肩決壊等の恐れがあり、通行止め、通行時の注意喚起等の措置が現に確認できること。
- (3) 老朽化した施設の再整備ではないこと。
- (4) 土石や倒木の除去のみなど維持管理とみるべきものではないこと。
- (5) 登山道標識、ロープ柵、木柵、休憩施設等のみの被災ではないこと。
- (6) 自然公園法をはじめ、関係法令の許可、認可等の見込み及び土地の使用見込みがあり、事業の実施が確実なこと。
- (7) 事業着手日が災害発生日から1年以内であること。
- (8) 事業内容が年度内に完了すると見込まれること。
- (9) 補助事業者が市町村の場合、災害復旧事業費が40万円以上であること。
- (10) 補助事業者が山小屋関係団体の場合、災害復旧事業費が10万円以上であること。

(交付額の算定等)

第8 補助金の交付額は、次に掲げる式により算出するものとし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

$$\text{補助金の交付額（千円未満切捨て）} = \text{補助対象経費の合計} \times \text{補助率}$$

なお、補助対象経費の合計については、千円未満の端数の切り捨てをしないものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付申請に当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつて

は、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第24第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

(内示)

第9 部長は、要綱第8第2号に規定する事業要望の提出があったときは、当該事業要望の内容を審査し、補助金の交付対象と認められるときは、様式4により局長に内示するものとする。

2 局長は、部長から内示があったときは、要綱第9第3項に規定する補助金交付申請書の提出期限を定め、様式5により補助事業者に内示するものとする。

(早期着手)

第10 補助事業者は、交付決定前に補助を受けようとする事業に着手（以下「早期着手」という。）しようとするときは、様式6による早期着手届を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項に規定する早期着手届の提出があったときは、速やかに写しを部長に提出するものとする。

3 第1項について、補助事業者は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

(補助金の交付申請)

第11 補助事業者は、局長から補助金の内示を受けたときは、規則第3条及び第8第2号に規定する申請書等を局長に提出するものとする。

2 規則第3条に規定する申請書及び関係書類は、次のとおりとする。

(1) 事業補助金交付申請書（様式7）

(2) 事業計画書（様式8）

(3) 事業実施位置図

(4) 前各号に定めるもののほか、局長が必要と認める書類

3 局長は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、申請内容を確認し適当と認めたときは様式9により部長に協議するものとする。

(補助金の交付決定)

第12 部長は、第11に規定する協議があったときは、当該申請書等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、様式10により同意するものとする。

2 部長は、前項の同意に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 局長は、部長から同意があったときは、規則第4条に基づく補助金の交付を決定し、必要な条件を付して、様式11により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

(事業の変更)

第13 補助事業者は、要綱第8第3号に規定する補助金の額及び補助事業の内容を変更する必要があるときは、申請書等を局長に提出するものとする。

2 第11第2項の規定に準じて申請書及び関係書類は、次のとおりとする。

(1) 事業補助金変更交付申請書（様式12）

(2) 事業変更計画書（様式13）

(3) 各号に定めるもののほか、局長が必要と認める書類

3 局長は、前項に規定する申請があったときは、様式14により部長に協議するものとする。

- 4 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、様式 15 により同意するものとする。
- 5 局長は、前項に規定する同意があったときは、補助事業者に対し様式 16 により補助金の交付決定の変更を通知するものとし、必要に応じて様式 17 により変更内示を行うものとする。
- 6 要綱第 8 第 3 号に規定する軽微な変更とは、以下に掲げるもの以外をいう。
 - (1) 主要な事業内容の変更
 - (2) 事業箇所ごとの補助対象経費の 30% を超える変更
ただし、入札及び見積による契約額の確定に基づく減額、交付決定した補助対象経費の範囲内における増額及び減額は除く。

(変更承認申請)

- 第 14 補助事業者は、要綱第 8 第 4 号に規定する事業の中止（廃止、完了期日延長）をする必要が生じたときは、事業中止（廃止、完了期日延長）承認申請書を、様式 18 により局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項に規定する申請があったときは、様式 19 により部長に協議するものとする。
 - 3 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、様式 20 により同意するものとする。
 - 4 部長は、前項の同意に際して必要な条件を付することができるものとする。
 - 5 局長は、部長から通知があったときは、補助事業者に対し様式 21 により承認を通知するものとする。

(申請取下書)

- 第 15 補助事業者は、要綱第 11 に規定する申請の取下げをする必要が生じたときは、補助金交付申請取下書を、様式 22 により局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項に規定する申請があったときは、様式 23 により部長と協議するものとする。
 - 3 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは様式 24 により同意するものとする。
 - 4 局長は、部長から同意があったときは、補助事業者に対し様式 25 により承認を通知するものとする。

(契約及び遂行状況の報告)

- 第 16 補助事業者は、要綱第 12 に規定する契約及び遂行状況の報告について、事業遂行状況報告書を、以下に掲げる日までに様式 26 により局長に報告するものとする。
- (1) 工事等の契約（補助金額の変更を伴う変更契約を含む）締結日の翌日から起算して 14 日以内
 - (2) その他部長の指示する日
- 2 局長は、前項に規定する報告書の提出があったときは、速やかに様式 27 により部長に提出するものとする。
- なお、前項第 1 号に規定する報告書の提出にあつては、契約書の写しを添付する。

(実績報告)

- 第 17 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに様式 28 による実績報告書、様式 29 による収支精算書等を局長に提出しなければならない。
- 2 要綱第 13 に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して 30 日以内、又は 3 月

31日のいずれか早い日とする。

(実績調査)

第18 局長は、要綱第13に規定する実績報告書等の提出があったときは、以下により調査するものとする。

(1) 局長は、調査員を指定し次の事項について調査を行う。

ア 補助対象工事の出来形の調査

イ 補助事業の実務及び補助金の収入・支出に関する証拠書類の調査

(2) 調査員は、前号の調査をしたときは、局長あて調査復命書により調査結果を報告する。

(是正措置の指示)

第19 局長は、前項に規定する調査復命書に基づき、補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための要綱第15に基づく是正の措置を補助事業者に対して指示し、調査員に再調査を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第20 局長は、第18に規定する実績調査の結果に基づき、補助金の額を確定するものとする。

2 局長は、前項の規定による補助金の額の確定をしたときは、補助事業者に対し様式30により通知するものとする。

3 局長は、第1項に規定する補助金の額の確定をしたときは、第17に規定する事業報告書等の写しに、第18に規定する調査復命書の写しを付して、速やかに様式31により部長に提出するものとする。

(補助金の交付請求)

第21 補助事業者は、要綱第17に規定する補助金交付の請求を行おうとするときは、補助金交付請求書を様式32により、局長に提出するものとする。

(補助金返還に関すること)

第22 補助事業者は、規則第16条第3項に規定する返還期限延長を申請するときは、補助金返還期限延長申請書を様式33により、局長に提出するものとする。

2 補助事業者は、規則第16条第3項に規定する返還請求取消しを申請するときは、補助金返還請求取消申請書を様式34により、局長を経由して部長に提出するものとする。

(補助金調書)

第23 要綱第8第8号に規定する補助金調書は、様式35によるものとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第24 第8第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第8第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第1項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書

(様式 36) により、局長を経由して速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により局長を経由して知事に報告するものとする。

3 局長は、第 2 項に規定する報告があったときは、速やかに様式 37 により部長に提出する。

附則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。